

第二次 羽島市教育振興基本計画

次代の羽島を創造する人づくり

～志を持ち心豊かに学び合う コミュニティの実現を目指して～

令和4年3月

羽 島 市

第二次 羽島市教育振興基本計画

第1章 計画策定にあたって	
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 教育理念	4
5 施策の重点目標	5
第2章 教育の現況と今後の方向	7
1 児童生徒の学習・生活に関する現況と今後の方向	9
2 子育て・青少年育成に関する現況と今後の方向	14
3 生涯学習に関する現況と今後の方向	16
4 文化振興に関する現況と今後の方向	19
5 スポーツ振興に関する現況と今後の方向	21
第3章 重点目標と重点施策	25
1 子どもたちが安全で安心して学ぶことのできる学校の環境づくり	29
2 地域と家庭、学校が一体となって「生きる力」を育む教育の推進	35
3 家庭・地域ぐるみで取り組む子育て、青少年育成の充実	46
4 生きがいづくりのための生涯学習の推進	50
5 心豊かな生活のための文化の振興	54
6 スポーツを通じた健康増進や共生社会の実現	57
第4章 教育振興基本計画の推進と進行管理	
1 計画の周知と進行管理	62
2 計画の点検・評価	62

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

羽島市では、平成24年4月に教育基本法第17条第2項に基づいて、市が目指す教育の理念や方向性を明らかにし、その実現に向けた教育施策を総合的・計画的に推進するための指針として、羽島市教育振興基本計画（平成24年度～令和3年度）を策定しました。

この計画期間において、義務教育学校の設立、コミュニティ・スクールの立ち上げ及びICTを活用した情報教育や英語教育の充実を図り、未来を担う子どもたちが「生きる力」を育み、健やかに成長できるように学校、家庭、地域が連携と協力を深めるとともに、小中義務教育学校の普通教室等への空調機器の整備やトイレの便器洋式化などを行い、児童生徒の安全な教育環境の整備を進めてきた他、地域づくり型生涯学習の研究やオリンピックを契機にトップアスリート事業を展開し市民スポーツの普及に努めました。

また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、小中義務教育学校において長期間の休業となるなど、学校においては「新しい生活様式」が求められ、教育活動に大きな変化がありました。さらに、市民の学びや活動にも大きな変化があり、スポーツイベントも中止や規模縮小となりました。

羽島市では、令和2年3月に「第六次総合計画（後期）」を策定するとともに、「第二次 羽島市教育大綱^{※1}」を策定し、教育の基本理念として「次代の羽島を創造する人づくり」を掲げました。

このような状況を踏まえ、令和4年度から7年度までの4年間に重点的に実施すべき施策を明らかにし、教育の一層の推進を図るため、羽島市教育振興基本計画を策定するものです。

※1 羽島市教育大綱

羽島市教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、羽島市の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき施策を明らかにするものです。

2 計画の位置付け

この計画は、教育基本法第17条第2項^{※1}に基づいて策定する羽島市の教育振興基本計画で、国の第3期教育振興基本計画や第3次岐阜県教育ビジョンを参考にしながら、「羽島市第六次総合計画」（平成27年度（2015年度）～令和6年度（2024年度））の「次代を担う豊かな人を育むまちづくり」や「第二次羽島市教育大綱」との関連を図っています。

併せて、SDGs^{※2}が定める17のゴールと169のターゲットを踏まえ、持続可能な開発目標に向けた取組みを進めてまいります。

3 計画期間

○令和4（2022）年度から7（2025）年度までの4年間とします。

	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
総合計画	第六次総合計画										第七次		
	H27～R1（前期）					R2～R6（後期）					R7～R16		
教育大綱	第一次教育大綱				第二次教育大綱						第三次		
	H27～R1				R2～R6						R7～R11		
教育振興基本計画	第一次教育振興基本計画					第二次教育振興基本計画				第三次			
	H24～R3					R4～R7				R8～R12			

※1 教育基本法第17条第2項

地方公共団体は、前項の計画（国の教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

※2 SDGs

「Sustainable Development Goals」の略で、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会共通の目標。

持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残されないことを誓っており、発展途上国のみならず、先進国も取り組む必要があるもの。

SDGsのロゴ（17のゴール）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 教育理念

次代の羽島を創造する人づくり

～志を持ち心豊かに学び合う コミュニティの実現を目指して～

羽島市においては、第六次総合計画の目指すまちづくりの方向性において「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」を位置付けています。その実現に向け、子どもたちが、羽島市らしさを感じながら豊かな心を身につけ、健やかに成長することができるよう、家庭、学校、地域、団体・企業等が一体となり取組みを進めてきました。活動内容としては、教育環境の充実はもとより、義務教育学校の創設、コミュニティ・スクールの運用やキッズ・ウィークの実施など、学校内外の組織やシステムについても積極的に構築・刷新を図ってきました。また、「竹鼻町屋ギャラリー」において質の高い芸術作品を鑑賞できる場を提供するとともに、近隣の文化施設と合わせ、文化振興や生涯学習の推進にも努めてきました。

今後は新たな基本理念の実現を図るため、次の目指す姿を位置付けました。

目指す姿 1

市民として新しい文化や価値観を創造しようとする意欲を抱き、挑戦や試みができる行動力を持ち、よりよい地域コミュニティ、持続可能な社会を創り出すことを目指します。

目指す姿 2

市民として「ふるさと羽島」に愛着を持ち、地域社会においてともに分かち合う意識と常に地域のまちづくり・人づくりの主体者であるという意識を持つことで、地域力の向上を目指します。

◇ 教育振興基本計画は、教育大綱の教育理念や目指す姿、重点目標との整合性を図って作成していますが、計画作成後の状況の変化や新たな課題や方策を見出した場合には適宜見直しを行います。

5 施策の重点目標

施策の 基本方向 1	文化・価値の創造や志への挑戦・試みにつながる学びができる 施策を推進
-----------------------	---

① 子どもたちが安全で安心して学ぶことのできる学校の環境づくり

- ・児童生徒の生活様式の変遷を踏まえるとともに、外国人児童生徒や特別な支援を要する児童生徒に対応できる環境整備をはじめ、想定される災害への備えや施設設備の安全点検、教育備品の整備等の施策について計画的な取組みを進めます。
- ・いじめや不登校、問題行動の早期発見・対応や、より適切な指導に努めます。
- ・防災教育や避難訓練の実施など、指導面等での施策を充実させ、日々、子どもたちが安全で安心して学ぶことができる環境を整えます。
- ・教職員の働き方改革、働きがいのある職場づくりの取組みを進めます。

② 地域と家庭、学校が一体となって「生きる力」を育む教育の推進

- ・地域の大人が教育に関わり、多様な生き方を子どもたちに示すことで自発的な「生きる力」を育みます。
- ・超スマート社会（Society5.0）を見据えた「ICT教育の充実」への取組みや学校内外の教育に関わる情報発信と合わせ、地域とともにある学校づくりの核となる「コミュニティ・スクールの推進」を図ります。

③ 家庭・地域ぐるみで取り組む子育て、青少年育成の充実

- ・人生の先輩である大人が学び、連携して、青少年の健全育成に努めます。
- ・学校教育や生涯学習の観点で行う各種研修会等を通じ道徳的実践力を醸成し、地域ぐるみで青少年の健全育成のための環境づくりを促進します。
- ・子育て、青少年育成に関わる行政間の連携や関係団体との協働を活性化し、家庭全体で子どもを育み、家族みんなが心地よいと感じられる家庭力の向上に努めます。

④ 生きがいづくりのための生涯学習の推進

- ・生涯学習や文化振興、国際交流等を包括した新たな事業推進体制の検討を進めます。
- ・中央公民館及び各コミュニティセンターにおける講座等の見直しを図り、市民ニーズの高い新たな学習の企画に努めます。
- ・公民館機能のあり方について、施設の状況と市民の利用状況に合わせた適切な運営に努めます。

⑤ 心豊かな生活のための文化の振興

- ・伝統文化の保存・継承、後継者の育成を通じ、保存団体の自立的な活性化を支援します。
- ・市民一人ひとりが生涯にわたって「ふるさと羽島」に誇りを持つことができるように、郷土の豊かな自然や文化のすばらしさを実感できる学習の場の設置や人材（語り部）育成に努めます。

⑥ スポーツを通じた健康増進や共生社会の実現

- ・スポーツを「する」人をはじめ、「みる」人、「ささえる」人を含めて「スポーツ参画人口」と捉え、市民一人ひとりがスポーツに関われるよう取組みを進めます。
- ・スポーツを通じ、生活習慣病の予防・改善に寄与する健康寿命を延ばし、障がいのある人などを含めた全世代型の共生社会の実現に努めます。

第2章 教育の現況と今後の方向

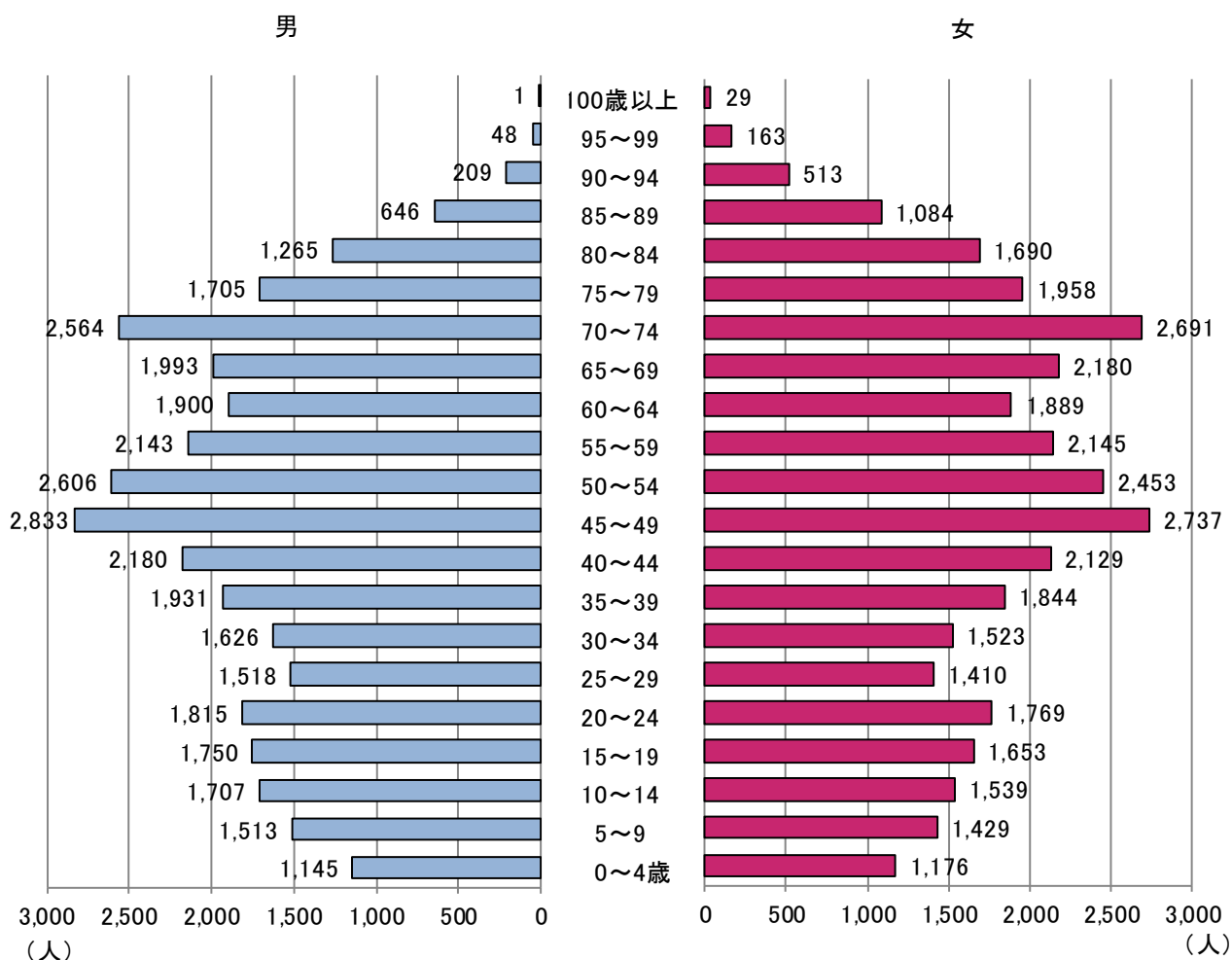
羽島市においても、現在の市年齢別人口構成【グラフ1】と市の児童生徒の人数の推移予想【グラフ2】が示すように、全国的な傾向と同様に今後は人口減少と少子化・高齢化が進むと考えられます。また、子どもたちが生きていく2030年以降の社会では、グローバル化による競争の激化、技術革新の一層の進展、超スマート社会（Society5.0）の到来など、急激な社会・産業構造の変化が予測されます。複雑で予測困難なこれからの時代をたくましく生き抜く子どもたちを育てるため、羽島市においても、これらの変化に対応した教育が求められています。

羽島市の学校教育においては、基礎学力の定着や体力の向上、規範意識や社会性の涵養といった普遍的な教育と合わせ、グローバル化や情報化に対応した教育、主権者教育や消費者教育といった時代の変化に柔軟に対応できる資質能力の育成を目指した教育を一層推進していきます。

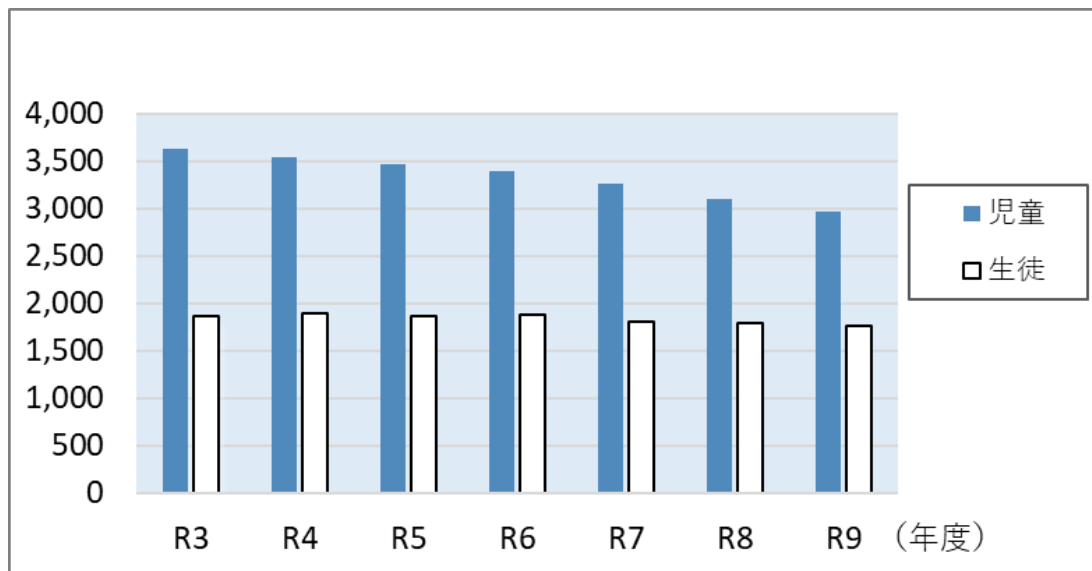
市民の学びについては、進みゆく高齢化を見据え、生きがいつくりや「ふるさと羽島」への愛着を育むことを引き続き大切にするとともに、自らの学びが青少年育成や地域の活性化に生きる、いわゆる「地域づくり型生涯学習」の推進を図ります。スポーツ振興においても、市民のスポーツへの親しみや関心の高まりを受け、スポーツ関連団体と連携を図った施策・事業の推進を図り、スポーツを通じた活力と連帯感のある地域づくりを目指します。

教育大綱の理念が示すように、次代の羽島市を担う人づくりに向け、心豊かに学び合うコミュニティの実現に向けた取組みを一層推進します。

羽島市年齢別人口構成 【グラフ1】 (R3.10.1 住民基本台帳)



羽島市の児童生徒の人数の推移予想 【グラフ2】 (R3.5.1 住民基本台帳)



1 児童生徒の学習・生活に関する現況と今後の方向

(1) 学習について

児童生徒について、知識及び技能や思考力、判断力、表現力等の定着に配慮が必要なことがあるため、個別最適な学びのあり方など学習方法を改善し、学力の確実な定着等の資質・能力の向上を目指します。

<現況>

- ・令和3年実施の全国学力・学習状況調査から、児童については、国語の「知識・技能」や算数の「思考・判断・表現」において、国の平均を下回る傾向にあります。また、生徒については、国語の「話す・聞く能力」においては、国の平均並みですが、「言語についての知識・理解・技能」や数学の「数学的な技能」において、国の平均を下回る傾向にあります。
- ・全国学力・学習状況調査のアンケートからは、国語の学習について、「好き」「どちらかといえば好き」と答えた児童生徒は、それぞれ53.0%と56.2%で、どちらも全国の割合より下回っています。また、算数・数学の学習については、71.0%と63.2%で、どちらも全国の割合を上回っています。

<今後の方向>

- ・学習内容がおおむね理解できる児童生徒とそうでない児童生徒に差がある、いわゆる学力の二極化の傾向が心配されます。個別最適な学びを進められるよう、一層児童生徒の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、学習に取り組む態度等に即してきめ細かく指導・支援することや、児童生徒が自らの学習状況を把握し、主体的な学習への取組みができるよう促していく必要があります。

(2) 生活について

問題行動の発生件数は、減少傾向にありますが、不登校の児童生徒数は100人以上となり、増加傾向にあります。新規不登校児童生徒を生み出さない支援や組織的な取組みを行います。

<現況>

- ・いじめなどの問題行動の発生件数は、減少傾向にあります。令和2年度に発生したいじめの認知件数は、小学校及び義務教育学校前期課程で31件、中学校及び義務教育学校後期課程で14件です。その内容としては、

冷やかし、からかい、悪口などの誹謗中傷の割合が最も高いという結果でした。（４５．６％）

- ・不登校児童生徒数は、９８（Ｈ３０）、９４（Ｒ１）、１０６（Ｒ２）人と増加傾向となっていますが、新規不登校児童生徒数は５０（Ｈ３０）、４８（Ｒ１）、２２（Ｒ２）人と減少傾向にあります。

＜今後の方向＞

- ・不登校の児童生徒数を減少させるために、個の状況に応じて、相談室や家庭での学習支援に力を入れます。また、市の適応指導教室や各学校の相談室では、オンライン学習等ができるよう環境を整備し、相談体制の充実を図ります。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、いじめ対策・学校支援専門員、いじめ不登校対策専門員、医療や福祉等専門家の意見を取り入れ、困難な事案発生時には学校、家庭、関係機関等の連携づくりについて、引き続き強化します。

（３）体力・運動（スポーツ）や健康について

体位、体格は県、全国の平均値と大きな差は見られませんが、県や全国の平均に比べて体力、運動能力は低い傾向にあります。休日の部活動の段階的な地域移行への取組みを推進します。

＜現 況＞

- ・児童生徒の体位、体格は、県や全国の平均値と大きな差は見られません。
- ・肥満傾向の児童生徒の割合が、男女で県平均を上回っています。
- ・歯垢、歯肉の状態は児童生徒ともに、県平均より良好となっています。
- ・体力テストについては、県や全国の平均と比較すると、ほとんどの種目が下回っています。児童については、ソフトボール投げや上体起こしなど瞬発力が求められる種目や長座体前屈などの柔軟性が求められる種目について弱さが見られます。また、生徒については、握力やシャトルランなどの筋力や筋持久力が求められる種目や、５０ｍ走などの瞬発力が求められる種目について弱さが見られます。
- ・羽島市中学校部活動指針を策定し、生徒のニーズに応じて４７の運動部、１２の文化部が活動を行っています。市内の学校では、これまでも休日部活動の一部を地域のクラブが担っています。
- ・週１日以上朝食の欠食率は、児童が１．７％、生徒が５．１％となっており、学年が上がるにつれて高くなる傾向があります。これは県の平均を上回っ

ています。

- ・誰かとともに朝食をとっているという共食^{※1}については、児童が83.2%、生徒が71.0%でした。学年が上がるにつれて低くなる傾向があります。

＜今後の方向＞

- ・児童生徒が瞬発力や柔軟性など体力の向上を図ることができるよう学習指導などを工夫します。
- ・児童生徒が日常生活の基盤である家庭における食に関する理解を深め、効果的に食に関する自己管理能力を高めることができるよう、家庭と連携し食育を推進します。
- ・地域スポーツ活動運営団体との連携を図り、休日運動部活動等のクラブ化の取組みを引き続き進めます。

※1 共食

1人ではなく誰かとともに食事をする事。反対語は、「孤食」。

（4）幼児教育について

基本的な生活習慣やことば、社会性などに関する保護者からの多様なニーズや相談に対応した幼児教育を推進してきました。さらに質の高い幼児教育を目指し、関係機関や小学校及び義務教育学校への連携に努め、明るく活動的な子どもたちを育成します。

＜現 況＞

- ・市立幼稚園は1園あり、市内全域から個別の発達支援を要する園児や外国籍園児を受け入れるなど、多様なニーズに対応した幼児教育を推進しています。
- ・幼稚園教育要領で示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を育む幼児教育を進めるために、小学校や義務教育学校との情報共有や、行事等への参加などの連携を行い、早期から切れ目ない支援のため、円滑な接続を図っています。

＜今後の方向＞

- ・幼小接続期においては、就学に関わる流れを理解・共有する場を設定するなど、早期から見通しを持った就学指導を目指します。
- ・乳児期を踏まえ、幼児期に基本的な生活習慣等を身につけるために家庭への情報提供や相談に努めることを引き続き実施します。

- ・発達段階に即した多様な遊びや経験、身近な人・自然と関わる機会を増やすことで、幼児一人ひとりの健やかな成長の実現を目指します。
- ・保育園、幼稚園、子ども園、小学校と目指す姿を共有する機会を意図的に設けるなど、引き続き連携の強化を図り、質の高い教育を目指します。
- ・職員研修をより充実させるとともに、幼児一人ひとりに応じた指導内容の吟味やインクルーシブ教育システム^{※2}の構築等を目指します。

※2 インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。

(5) 特別支援教育について

関係機関との連携強化による、早期からの切れ目ない支援を受けられる体制の整備や一人ひとりの児童生徒の状況に応じ、「個別の教育支援計画」を基にした学びの充実を図ることを目指します。

<現 況>

- ・市内の特別支援学級には、合計127人が在籍しています。（知的（15学級）、自閉・情緒障がい（11学級）、肢体（1学級））<令和3年5月現在>
- ・言語通級指導教室（1教室）、自閉症通級指導教室（2教室）、LD・ADHD等通級指導教室（4教室）に、合わせて123人の児童生徒が通っています。<令和3年5月現在>
- ・特別な支援（特別支援学級・通級指導教室）を必要としている児童生徒数は増加傾向です。
- ・校区を柱として通級指導教室の設置を進めるなど、小中義務教育学校の連携や義務教育9年間を見通した指導を目指しています。

<今後の方向>

- ・児童生徒の多様な特性に応じて、合理的でより実効性のある支援が行えるよう、特別支援教育の研修内容の見直しや充実を引き続き目指します。
- ・特別に支援を必要とする児童生徒に対応するために、乳幼児から就労までの長期的な視点で、学校教育と福祉、医療を連携して支援するための関係

諸機関の連携体制づくりをより一層推進することが必要です。そのために、「個別の教育支援計画」の作成・活用とともに進学・転学を伴う移行期における確実な引継ぎを引き続き実施します。

(6) 学校の教育環境について

児童生徒が安全・安心で快適な学校生活が送れるようにエアコン整備(普通教室、一部特別教室)、トイレ改修、防犯カメラの設置等を実施しました。今後も長寿命化計画に基づいた学校施設の計画的な改修を進めます。

<現 況>

- ・学校施設の半数以上は築40年以上経過し、今後順次耐用年数を迎えるため、施設の安全性を優先的に確保していく上で、長寿命化等の検討も含めた計画的な老朽化対策を行う予定です。
- ・熱中症対策のため、小中義務教育学校の普通教室に続き、中義務教育学校の特別教室に空調設備を整備し、幼稚園においては遊戯室に空調設備を整備しました。また、校舎・屋内運動場のトイレ便器の洋式化率の向上(小中義務教育校50%以上、幼稚園100%)、床の乾式化等の整備をしました。さらに、児童生徒の安全・安心のため、小中義務教育学校・幼稚園に防犯カメラを設置しました。
- ・新型コロナウイルス感染予防のため、「新しい生活様式」への対応として、小中義務教育学校に抗菌・抗ウイルス対応の机椅子を購入しました。
- ・柔道や剣道などの活動の充実に向け竹鼻中学校に武道場を整備した他、児童数が増加している福寿小学校に校舎の増築を行うなど、各学校の児童生徒数の実情や課題に応じた対応を進めました。

<今後の方向>

- ・市内学校・幼稚園施設の老朽化対策として長寿命化計画を策定し、大規模改修を含め、計画的な施設環境の整備を進めます。
- ・各学校の要望や課題を踏まえ、小規模な改修工事や遊具・体育施設の修繕を計画的に進めます。
- ・小学校の特別教室、小中義務教育学校の屋内運動場における夏期の熱中症対策として、空調設備の整備の検討を進めます。
- ・学校施設は避難所となることも想定されることから、施設のバリアフリー化を進めます。
- ・「新しい生活様式」に対応するため、施設や備品の整備を進めます。

(7) 教員の資質向上について

各種教員研修や訪問指導などを実施して引き続き指導力向上に努めるとともに、若手教員の指導力向上を目指します。

<現 況>

- ・初任者研修、講師研修、トワイライト研修、力量アップ講座、ICT教育に係る研修会、各種主任会などを実施し、教員の資質向上を図っています。
- ・学校訪問、校内研究会などでの指導を通し、教員の授業力向上を図っています。
- ・不祥事根絶に関する研修を初任者研修や講師研修で実施しています。また、月ごとに重点目標を決め、教員がセルフチェックをすることにより、不祥事防止に対する教員の意識の向上を図っています。

<今後の方向>

- ・近年の教員の大量退職、大量採用等により、かつてのように先輩教員から若手教員への教育技術等の継承が円滑に進むように、経験年数の異なる教員同士のチーム研修やメンター制度を導入するなどの施策をさらに充実させます。
- ・外国人児童生徒教育や特別支援教育、いじめ問題等、学校を取り巻く状況が複雑化・多様化していることから、より一層教員の資質や能力の向上を図る研修等を充実させます。
- ・教職員が子どもたちに効果的な教育活動を行うとともに、ワークライフバランスのとれた、豊かな教職人生を送ることができるよう、働き方改革を推進します。

2 子育て・青少年育成に関する現況と今後の方向

(1) 家庭教育について

小中義務教育学校等では、PTAが主となりそれぞれ特色ある家庭教育学級を実施しています。今後、関係部署と連携を図り、子育てに関する情報を発信することや相談体制の充実に努めます。

<現 況>

- ・少子化や核家族化、地縁的な人間関係の希薄化など、家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育てに不安や負担感を抱く保護者が増加しています。また、過保護や過干渉、放任などに伴い、家庭の教育力の低下が危惧されて

います。そのような中、地域では羽島母親クラブ連絡協議会など子育てサークルの活動支援を継続しています。

- ・小中義務教育学校等においては、PTAが主となって家庭教育学級を開催し、子育てについて一緒に学び交流する時間を設けています。
- ・孤立しやすい保護者による児童虐待の事案や相談が寄せられ、市子ども家庭センターや教育支援センターが連携して対応しています。

＜今後の方向＞

- ・子育てに悩む保護者に寄り添い、地域の身近な人が相談相手になるなど、地域ぐるみで子どもを育てる環境の整備が必要です。
- ・親子の触れ合いや交流を促進する活動を積極的に取り入れ、乳幼児期における母親との愛着形成を育むことの大切さや家庭教育に関する学習機会を充実させます。
- ・男女がともに協力し合える家庭づくりを推進するため、関係部署と連携し、保護者が子育てについて気軽に相談できる体制を整え、その周知を図ります。

(2) 青少年育成について

各地域においてイベントや子ども会活動等の場で特色ある活動が行われています。今後、青少年育成推進員が学校運営協議会に参画するなど、家庭・地域・学校等の連携を図り、「地域ぐるみ」の活動を推進します。

＜現 況＞

- ・市内において刑法犯で検挙・補導されたり、喫煙や深夜徘徊等の不良行為で補導されたりした少年は年々減少しています。＜出典：警察統計資料＞
- ・青少年育成市民会議では、青少年の育成及び地域の教育力の向上のために「わたしの主張大会」や「青少年健全育成大会」などの取組みを行っています。
- ・各町青少年育成会では、「夏祭り」や「文化祭」など、様々な活動に青少年を位置付け、青少年の健やかな成長を支えています。
- ・市子ども会育成協議会では、校区や単位子ども会での活動が円滑に行われるよう支援しています。

＜今後の方向＞

- ・市内における青少年の不良行為件数等が減少傾向であるという成果を踏まえ、引き続き社会環境の浄化活動や地域パトロールを強化します。
- ・青少年育成市民会議では、「広げよう 地域の輪 輝け はしまの子どもた

ち」※¹を市民運動のテーマとし、青少年の健全な育成のための学習機会を提供しています。「地域の子は地域で育てる」という意識を醸成し、地域全体の教育力を高めます。

- ・市より委嘱を受けた育成推進員を中心に、各町での青少年健全育成のための活動がより充実するよう、学校運営協議会に参画するなど家庭・地域・学校等の連携をさらに進めます。
- ・市子ども会育成協議会では、青少年団体としての役割を再認識し、リーダーの育成支援に努めるとともに、活動の継続を図ります。

※1 「広げよう 地域の輪 輝け はしまの子どもたち」

市青少年育成市民会議市民運動のテーマ。このテーマのもと、地域の大人による子どもたちの見守りや声かけ、愛情を注ぐ活動など青少年健全育成のために、家庭・地域・学校等が連携して地域ぐるみで心豊かなたくましい子どもを育てることを目指しています。

3 生涯学習に関する現況と今後の方向

(1) 市民の学習活動への支援について

中央公民館やコミュニティセンター等で、多種多様な分野の講座が開催されていますが、人生100年時代を見据えるとともに、市民の世代や地域での役割を踏まえ、市民の学習ニーズに応じた講座を提供します。

<現況>

- ・中央公民館では、市民のニーズに合わせた趣味的講座をはじめ、社会の現状や課題に焦点を当て、各専門分野の講師を招き「はしま学事始」を開講しています。
- ・各コミュニティセンターをはじめ歴史民俗資料館や教育支援センター、市民病院などの市関係機関において、その役割に応じた多種・多様な講座を開講しています。
- ・市民の身近な課題や市政に対する質問に応えるために、市職員が講師となり「出前講座」を開講しています。中でも防災やコミュニティバスといったテーマの利用が多くなっています。
- ・学習情報誌「学びEyeはしま」に、市及び関係機関の講座情報を集約し、

学習情報の提供に努めています。

＜今後の方向＞

- ・ 趣味的講座への参加希望は一定数ありますが、専門的講座への参加者は限られています。こうした現代的な課題や地域の課題解決の糸口となる講座についても、今後も学習の機会を設けるとともに、参加して得られた学びがそれぞれの課題解決につながるよう支援していきます。
- ・ 市民の世代や地域での役割を踏まえ、市民ニーズに応じた様々な機関や場所で講座が開講されるよう、そのあり方を引き続き考えていきます。
- ・ 「出前講座」では、市民が「学んでみたい」と思えるようなテーマを考えるとともに、内容の充実化に努めます。
- ・ 学習情報の提供にあたり、紙での冊子形態という手法だけでなく、ホームページをはじめSNSを有効に活用するなど工夫が必要です。また、学習ニーズの多様化・高度化に対応するため、近隣の大学等教育機関との連携を継続的に進めます。

（２）学びの成果の発展について

学びのきっかけとなる講座が、様々な場所で開催されています。今後はそこで得られた知識や経験が地域の活性化や豊かさにつながる仕組みをつくり、学びが循環するように努めます。

＜現 況＞

- ・ 各機関で開講される多様な講座について、学びのきっかけが個人の中に留まる傾向にあります。一部地域ではサークル活動に発展することもあります。が、「学びの循環」にまで十分に至っていない状況です。
- ・ 令和3年度から、シティカレッジ^{※1}（市民講師による講座開講制度）を活用した生涯学習活動を推進しています。

＜今後の方向＞

- ・ 学びが個人の中に留まることなく継続的に循環するよう、また、学習活動を体系化し組織的に結びつけられるよう、関係機関間で相互連携できるよう支援していきます。
- ・ シティカレッジの取組みの発展に努めるとともに、学んだ成果を地域に活かすため、ボランティアや市民協働に結びつくような環境づくりをはじめ、各種市民団体等との連携を図ります。

※1 シティカレッジ

市民の皆さんが日ごろの学習成果や身につけた技術・知識等を活かし、講師として地域に住む皆さんに学びを広げる場を提供する制度。

(3) 図書館施設について

図書館は、知識の提供の場として地域の学びの中核となっていますが、
今後は、子育て世代や高齢者、障がい者の方も利用しやすい、市民同士の
意見や情報を共有できるような交流の場となることを目指します。

<現況>

- ・市内小中義務教育学校への新刊情報・図書館だよりの提供、高齢者や障がい者への大活字本や朗読CDの貸出、授乳コーナーの設置、情報収集のためのパソコン配置、推奨本の展示など、利用者に配慮した取組みを進めています。
- ・乳幼児の保護者も気兼ねなく図書館を利用し、保護者同士の交流の場となるよう「赤ちゃんタイム」を実施しています。
- ・子ども向け図書の量や質の充実に努めるとともに、様々な事業を実施し本に出会うきっかけづくりを進めています。毎年小中学生を対象に、「手づくり絵本コンクール」を実施しています。
- ・子どもたちが本や調べものでわからないことを気軽に尋ねられるよう、「子どもレファレンスコーナー」を1階受付カウンターに設置しています。また、知りたいことや資料を探したい時の図書館における手引き、パスファインダー^{※1}を作成し、レファレンス機能の強化を進めています。
- ・利用者へ快適な読書環境を提供するため、館内の照明をLEDへ変更しました。

(図書館利用状況)

	個人貸出数 (点)	利用者数 (人)
平成28年度	294,669	167,084
令和2年度	226,126	85,412

<今後の方向>

- ・子育て世代、高齢者、障がい者等、幅広い層の多様なニーズや、市民が直面する課題の解決に対応する資料の収集やサービスの提供を行うとともに

に、来館が困難な利用者の利便性向上のため、電子書籍等の非来館者サービスの整備に努めます。

- ・赤ちゃんタイム等を起点として、市民同士が情報共有し、交流・活動していけるような、機会や場の創出に努めます。
- ・幼少期から、本に親しむことの楽しさや大切さを知るため、子どもの読書活動を推進する事業を実施し、学校と連携しながら図書館利用の拡大に努めます。また、子どもの読書活動支援のため、ボランティアの人材確保及び育成に努めます。
- ・図書館の快適な読書環境を提供するため、計画的な施設整備に努めます。

※1 パスファインダー

ある特定のテーマに関する図書や資料、情報を探すための手がかりとする簡単な手順をまとめた調べもの案内。

4 文化振興に関する現況と今後の方向

(1) 文化芸術活動について

文化芸術に触れ、活動に取り組める場や発表の機会は整っています。引き続き様々な世代の方が主体的に活動できるよう情報を提供し、交流を推進します。
--

<現況>

- ・美術展や文芸祭では、作品の出品を楽しみに制作活動に励んでみえます。一方、とりわけ文芸祭においては例年、同一人物による出品が多く、応募者の裾野が広がっていません。
- ・文化センターでは、オーケストラやミュージカル、歌舞伎、落語など様々な分野の芸術文化に触れることができます。また、吹奏楽をはじめ多くの発表の場として活用されています。
- ・平成30年度に開館した竹鼻町屋ギャラリーでは、作品の鑑賞の他、体験型ワークショップなどを取り入れており、来館者が「やってみたい」と思えるような工夫をしています。
- ・地域における活動については、文化協会をはじめ、文化芸術活動が活発に行われています。一方、文化団体の会員の高齢化が進み、会員が減少して

います。

＜今後の方向＞

- ・美術展や文芸祭では「作品をつくってみたい」「応募したい」と思ってもらえるような広報や、SNS を利用した応募方法を導入していきます。
- ・若い世代が文化芸術活動を体感し、その素晴らしさを味わうことができるよう、文化芸術活動に触れる機会を増やしていきます。また、将来若い世代がその担い手となり、活動を継承できるよう支援を行います。
- ・文化センターを今後も多くの方にご利用いただくために、利用者ニーズを探り、魅力あるイベントや講座等を企画する必要があります。また、安全かつ快適に利用していただくために、計画的な施設・設備の整備を進めます。
- ・竹鼻町屋ギャラリーでは、学校等へのアウトリーチ活動をはじめ、ギャラリーの魅力を多くの方に伝えていくよう努めます。
- ・地域における活動について、今後も自主的な活動が実施・拡充されるよう、活動内容や団体規模に合わせた支援を行います。

（２）歴史・伝統文化の保護・継承及び活用について

市内には、伝統的な郷土文化や史跡をはじめ、多くの文化財がありますが、今後、このような文化財を適切に保存し、確実に後世に継承していくことができるよう努めます。

＜現 況＞

- ・羽島市には、長い歴史の中で守り伝えられた有形文化財、無形文化財、史跡・名勝・天然記念物、有形民俗文化財、無形民俗文化財が数多くあります。
- ・文化財の適切な保存や公開がなされるよう、県や国などと連携を図りながら、所有者等への助言や、修理・継承などの補助を行っています。
- ・歴史民俗資料館では、収蔵品を通してふるさとの歴史や民俗芸能を学ぶことができます。
- ・郷土に伝わる伝統芸能など、継承者の高齢化が進み、後継者育成が難しくなっています。

＜今後の方向＞

- ・文化財の状況を把握し、保存・継承するための活動を支援していきます。
- ・文化財の魅力を積極的に発信し、その価値や重要性を市民に周知できるよう努めます。

- ・文化財を保存・活用するために、県と連携しデジタルアーカイブ化を推進します。
- ・歴史民俗資料館では、今後も適切に収蔵品を管理し、羽島の歴史や文化などについて後世へ伝えられるよう、企画展などを継続的に開催する必要があります。
- ・文化の継承にかかる、若年層をはじめとする人材の育成に努めます。

5 スポーツ振興に関する現況と今後の方向

(1) 生涯スポーツの普及について

市民のスポーツに対する関心が高まっています。誰もが、体力、年齢、趣味や目的などに応じ、いつでもどこでもスポーツに親しむことができる場を提供します。

<現況>

- ・レクリエーションを中心とした軽スポーツなどの生涯スポーツの推進のため、市民ソフトバレーボール、市民ソフトボール、ファミリースポーツ広場など、誰もが気軽に取り組めるスポーツの場を提供しています。
- ・より気軽にスポーツに親しめるイベントとしてファミリースポーツ広場を開催し、スポーツを身近に体験することができるようにしています。
- ・各地区の体育振興会では、町民運動会や軽スポーツ大会、レクリエーションイベントを企画したりするなど、身近で体を動かしていける環境を整えています。
- ・各地区から推薦された36名のスポーツ推進委員が、生涯スポーツの普及のために、軽スポーツや障がい者スポーツの研修の受講によってスキルアップを図り、各地区の体育振興会と一緒に地域住民を支援しています。
- ・総合型地域スポーツクラブでは、平成15年にはしまモアスポーツクラブ、平成19年にはしま南部スポーツ村、平成24年にはしまなごみスポーツクラブが設立され、羽島市の北部、中部、南部のすべての地域に1つずつ総合型地域スポーツクラブが設立されています。総合型地域スポーツクラブでは、様々な教室の実施やイベントの開催を行っています。

<今後の方向>

- ・運動に対する二極化（競技力向上と健康及び体力の保持増進）の傾向が現れています。双方のニーズに対応するスポーツ施策の実施に努めます。

- ・幼児期、少年期の運動離れが見られます。運動が好きな子どもたちを育てていくための施策の実施に努めます。
- ・現在、生涯スポーツ振興のために多くのスポーツ団体が活動していますが、より互いの連携を図っていきます。

(2) スポーツ関連団体の活動支援について

市スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、市レクリエーション協会、市スポーツ少年団などの団体がスポーツを推進しています。スポーツを通じた活力と連帯感のある地域づくりを目指します。

<現 況>

- ・市スポーツ協会では、市民参加のスポーツ事業の開催を実施しています。市民ソフトボール大会の運営や、多数の市民が参加できる市民体育大会の運営など、競技力の向上と生涯スポーツの振興を行っています。スポーツ協会加盟団体は26団体あります。
- ・市レクリエーション協会では、「楽しさ」・「遊び」・「笑顔」・「健康」を基調とした「一人ひとりの豊かなライフスタイルの実現」に向けたレクリエーション活動や軽スポーツやレクリエーション活動の普及を行っています。レクリエーション協会加盟団体は、20団体あります。(令和2年度)
- ・総合型地域スポーツクラブでは、地域住民が「いつでも、どこでも、誰とでも」スポーツに親しめる環境づくりを行っています。
 - <はしまモアスポーツクラブ>平成15年設立
 会員数 1,033名(令和2年度)
 教室：ミニバスケット、陸上、ミニテニス、ボウリング、体操、卓球など
 イベント：フェンシング、野球、ファミリースポーツ広場など
 - <はしまなごみスポーツクラブ>平成24年設立
 会員数 186名(令和2年度)
 教室：陸上、バドミントン、健康体操、アクティブチャイルドなど
 イベント：各種スポーツ大会、ウォーキング、ファミリースポーツ広場など
 - <はしま南部スポーツ村>平成19年設立
 会員数 324名(令和2年度)
 教室：サッカー、剣道、ヨガ、卓球、テニス、ミニテニス、体操など
 イベント：各種スポーツ大会、ウォーキング、郡上踊り、イベント祭など

- ・市スポーツ少年団本部では、各小学校及び義務教育学校、競技種目において単位団を組織し団員の参加を促進しています。スポーツ少年団への加入率は令和元年度13.7%、令和2年度8.6%と減少傾向にあります。

＜今後の方向＞

- ・団体が主催するイベントや教室に幅広い人が参加できるように、内容や期間、時期などを考慮して、スポーツに親しむ人の裾野を広げていきます。
- ・生活環境が大きく変化しており、家族でともにレクリエーションをする機会も少なくなってきました。レクリエーションなどに家族で親しむことができる機会を設け、楽しく運動に取り組めるように支援していきます。
- ・スポーツ関連団体の体制や運営方法について、さらなる改善や強化策をもとに考え、支援していきます。

(3) スポーツ大会及びスポーツイベントの開催について

スポーツ関連団体の開催するスポーツ大会やスポーツイベントを市民に情報発信し、どの世代の市民でも参加してスポーツの楽しさを実感できる機会を増やすことを目指します。

＜現 況＞

- ・市スポーツ協会と共催し、市民体育大会を実施しています。日頃から取り組んできた競技力を競う場であるとともに、同種目を行う仲間とのコミュニケーションの場としても有効に活用されています。
- ・市スポーツ協会が市民体育大会やジュニアスポーツ教室を行うことで、競技力の向上だけでなく生涯スポーツの普及にも努めています。

＜ジュニア教室＞（全9教室）

陸上、柔道、バドミントン、ソフトテニス、弓道、なぎなた、ボウリング、空手、硬式テニス

＜市民体育大会＞

9月上旬～11月上旬 18種目

- ・総合型地域スポーツクラブが競技の大会運営も行い、市民に対してスポーツの啓発活動に努めています。
- ・市民ソフトバレーボール大会や若獅子駅伝競走大会をはじめとするスポーツ大会を継続して開催しています。
- ・羽島市チャレンジデーにおいて市民総参加のスポーツイベントを開催し、市民のスポーツの実施率を高めています。
- ・平成24年に羽島市で開催された「ぎふ清流国体」「ぎふ清流大会」を契

機に運動公園を整備し、競技者をはじめ市民に広く活用いただいています。

＜今後の方向＞

- ・継続されている大会の参加者が固定化、高年齢化しないよう、また、障がいのある方も気軽に参加できるような種目や運営の工夫に努めます。
- ・映像、インターネット（SNS）等を使った分かりやすいスポーツ行事の広報活動を、地区のコミュニティセンター、学校などと連携していきます。
- ・トップレベルの競技や市民がスポーツに参加できる活動の場として、各スポーツ施策を推進するための環境づくりに努めます。

第3章 重点目標と重点施策

重点目標 1	
子どもたちが安全で安心して学ぶことのできる学校の環境づくり	
重点施策 1-1 安心して学ぶことのできる環境の確保	
・いじめや問題行動の未然防止、早期発見・早期対応の徹底	・・・ 29
・子どもの悩みに対応した相談体制の充実	・・・ 30
・人権教育の推進	・・・ 30
・防災教育の推進	・・・ 31
・通学路における安全指導の充実	・・・ 31
・教員の資質や能力の向上	・・・ 31
・教職員の働き方改革の推進	・・・ 32
重点施策 1-2 インクルーシブ教育の理念を具現する特別支援教育の充実	
・一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援の充実	・・・ 32
・早期からの切れ目ない支援の充実	・・・ 33
重点施策 1-3 子どもたちの学びを支え育む学校施設環境の整備	
・これからの学校のあり方を踏まえた学校施設の長寿命化改修の推進	・ 33
・安全・安心な学校生活に向けた施設環境の整備・管理	・・・ 33
重点目標 1 の主な施策の成果指標	・・・ 34

重点目標 2	
地域と家庭、学校が一体となって「生きる力」を育む教育の推進	
重点施策 2-1 子どもたちの未来を創るコミュニティ・スクールの運用	
・地域との関わりを大切にしたい、円滑かつ効果的な「子どもが主役となる」活動の実施	・・・ 35
・効果的な学校運営協議会の実施	・・・ 36
重点施策 2-2 学校教育の質を高めるための情報教育の推進	
・1人1台タブレット端末を活かした個別学習や協働学習の実現	・・・ 36
・情報モラル教育の充実	・・・ 36
・プログラミング教育の実施	・・・ 37
・ICT機器の環境整備の推進	・・・ 37

重点施策 2-3 新しい時代に必要となる資質・能力の育成	
・ 知識及び技能の定着、思考力・判断力・表現力や学びに向かう力（主体的な学習態度）等の育成	・・・・・・・・ 37
重点施策 2-4 豊かな人間性を育む道徳教育の充実	
・ 豊かな心の育成を目指した道徳教育の充実	・・・・・・・・ 38
・ 「考え、議論する」道徳授業の実施	・・・・・・・・ 38
重点施策 2-5 各学校の実態・特色に応じた体力づくりの推進	
・ 体力テストの結果に基づいた体力向上の取組み	・・・・・・・・ 38
・ 学校部活動の活性化	・・・・・・・・ 39
重点施策 2-6 各地域の実情に応じた健康教育・食育の推進	
・ 食に関する指導及び地産地消の推進	・・・・・・・・ 39
・ 家庭教育を通じた食育の推進	・・・・・・・・ 40
・ 感染症対策と健康教育の推進	・・・・・・・・ 40
重点施策 2-7 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実	
・ 一人ひとりの発育に応じた教育カリキュラムの充実	・・・・・・・・ 40
・ 個々の発達支援を進める、関係機関との連携強化	・・・・・・・・ 41
重点施策 2-8 SDG s に特化した取組み	
・ 小中一貫教育の推進	・・・・・・・・ 41
・ 外国語教育を通じたコミュニケーション能力の育成	・・・・・・・・ 41
・ 地域と連携したキャリア教育の推進	・・・・・・・・ 42
・ 主権者教育・消費者教育の充実	・・・・・・・・ 42
・ 環境教育の推進	・・・・・・・・ 42
・ 外国人児童生徒等への支援の充実	・・・・・・・・ 43
・ 国際理解教育の推進	・・・・・・・・ 43
重点目標 2 の主な施策の成果指標	・・・・・・・・ 44

重点目標 3	
家庭・地域ぐるみで取り組む子育て、青少年育成の充実	
重点施策 3-1 家庭の教育力の向上	
・家庭教育に関する学習機会の充実と参加促進	・・・・・・・・46
重点施策 3-2 地域における青少年健全育成の推進	
・健全な環境づくりの推進	・・・・・・・・47
・各地域での青少年活動の支援	・・・・・・・・47
・青少年団体の活動支援	・・・・・・・・47
重点施策 3-3 青少年の主体的な活動の推進	
・体験活動やボランティア活動の充実	・・・・・・・・48
重点目標 3 の主な施策の成果指標	・・・・・・・・49

重点目標 4	
生きがいくりのための生涯学習の推進	
重点施策 4-1 市民の学習活動の支援	
・多様な学習講座の提供	・・・・・・・・50
重点施策 4-2 学びの成果の発展	
・シティカレッジ(市民講師による講座開講制度)の推進	・・・・・・・・50
重点施策 4-3 生涯学習のための環境整備	
・学習機会の情報発信	・・・・・・・・51
・生涯学習関連施設の整備	・・・・・・・・51
重点施策 4-4 学び・交流の場としての図書館の機能強化	
・情報共有や交流の場の提供	・・・・・・・・51
・図書資料の充実	・・・・・・・・52
・読書活動の推進	・・・・・・・・52
重点目標 4 の主な施策の成果指標	・・・・・・・・53

重点目標 5	
心豊かな生活のための文化の振興	
重点施策 5-1 文化芸術活動の振興	
・文化芸術に触れ、気軽に参加できる機会の創出	・・・ 54
重点施策 5-2 伝統文化並びに文化財の保存・活用・継承の推進	
・郷土の文化財の保護、啓発活動	・・・ 55
・郷土の伝統文化の保護、継承者育成の支援	・・・ 55
重点目標 5 の主な施策の成果指標	・・・ 56

重点目標 6	
スポーツを通じた健康増進や共生社会の実現	
重点施策 6-1 生涯スポーツの推進	
・スポーツ参画人口の拡大	・・・ 57
重点施策 6-2 スポーツ関連団体の活動支援・指導者の育成	
・総合型地域スポーツクラブへの加入促進	・・・ 58
・各種スポーツ団体の活動支援やアスリートの育成支援	・・・ 58
・指導者講習会等を通じた指導者の指導力の向上	・・・ 58
重点施策 6-3 スポーツ教室や大会開催等の推進	
・各種スポーツ教室や大会開催の支援	・・・ 59
・広報啓発活動の創意工夫	・・・ 59
重点施策 6-4 スポーツ施設の充実と適切な維持管理	
・スポーツ施設の整備と維持管理	・・・ 59
・指定管理者制度の運用による自主事業の充実	・・・ 59
重点目標 6 の主な施策の成果指標	・・・ 61

重点目標 1

子どもたちが安全で安心して学ぶことのできる学校の環境づくり

学校施設については、子どもたちが安全で安心して学ぶことのできる環境、及び学校生活の場として快適で豊かな環境を確保するとともに、十分な防災機能、防犯機能など安全性を備えた環境を形成することが引き続き重要な課題です。また、地域住民にとっても身近な公共施設であり、地震などの災害発生時には応急的な避難場所としての役割を果たすために、安全性の確保やバリアフリー化の取組みを進めます。

子どもたちや地域住民に、安全で安心な施設環境を提供し、円滑な学校運営を図るため、施設の老朽化対策をはじめとした施設整備に重点をおいて、次の施策を推進します。

また、新型コロナウイルス感染症への対応や、いじめや問題行動の未然防止、早期発見・早期対応に努め、子どもたちが安心して学び合うことができる魅力ある学校づくりや、命を守るための多様な防災教育の取組みを進めます。

【重点施策 1－1】 安心して学ぶことのできる環境の確保

(1) いじめや問題行動の未然防止、早期発見・早期対応の徹底

いじめや問題行動（いじめ、暴力行為、薬物乱用、性非行、インターネットを利用した誹謗中傷や違法行為等）に対しては、「どの学校でも起こり得ること」という認識に立ち、全教職員が危機意識を持ち、管理職のリーダーシップのもと、組織的に対応し、早期発見・早期対応はもとより未然防止に努めます。そのために、次の施策を行います。

- ・「羽島市児童生徒のいじめの防止等に関する条例」に基づき、各学校においていじめ防止等に特化した強化週間を設け、いじめと真摯に向き合う心や姿勢を育てます。
- ・いじめを認知した際には、全教職員で組織的（保護者との情報共有、報告・連絡・相談の重視、迅速な情報収集、役割分担の明確化）に対応し、引き続き指導の充実を図っていきます。
- ・いじめ事案の加害者・被害者ともに丁寧な支援や見届けを図り、いじめが解消したと判断した事案についても、「本当に解決したのか」という視点で見守り、被害児童生徒の内面に着目した積極的な認知を継続します。

- ・魅力的な学校づくりをするために、引き続き関わり合いを大切にした学級経営や授業を目指し、児童生徒の居場所づくり、絆づくりを行います。
- ・教職員の生徒指導力の向上を図るために、最新の事例や指導方法について学ぶ研修を引き続き実施し、資質向上に努めます。

（２）子どもの悩みに対応した相談体制の充実

児童生徒の日常の僅かな変化を捉え、適切な対応ができるよう、全校体制による教育相談の充実に努めます。児童生徒の心の悩みを早期発見し、スクールカウンセラーや心の教室相談員などと協力して相談にあたり、児童生徒が安心して生活できるよう努めます。そのために、次の施策を行います。

- ・SOSの出し方に関する教育を推進し、児童生徒が一人で悩みを抱え込まないよう十分に配慮します。
- ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクール相談員といじめ不登校対策専門員を配置し、児童生徒だけでなく保護者の不安や悩みにも対応します。
- ・心のアンケートやhyper-QU^{※1}を引き続き実施し、その結果等から児童生徒の不安や悩みを早期に発見し教育相談につなぎます。
- ・切れ目ない支援を行うために、援助が必要な児童生徒や家庭についてケース会を開き、関係機関との連携や体制づくりを引き続き実施します。

※1 hyper-QU

「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート」のことであり、「やる気のあるクラスをつくるためのアンケート」「いごちのよいクラスにするためのアンケート」「ふだん（日常）の行動をふり返るアンケート」で構成されています。

（３）人権教育の推進

人権教育に関する指導力の向上を図る研修の充実により、教職員自身の人権感覚を高めるとともに、子どもたちの人権感覚や行動力を育成する「ひびきあい活動」の取組みの充実、いじめやインターネット等による人権課題への理解について学校、家庭、地域が一体となった人権教育を推進するために、次の施策を行います。

- ・学校や地域の実情に応じ、保護者や地域の人々と関わりを持つ「ひびきあい活動」の取組みを、意図的・計画的に実施します。
- ・教職員の人権感覚を高めるために、インターネット等による人権侵害や性的少数者への偏見・差別、ハラスメントの防止など人権教育に関する研修を引き続き行います。

（４）防災教育の推進

東日本大震災や河川氾濫被害などの授業を通して、地震、水害、火災などの災害発生時により安全に避難し、「自分の命は自分で守る」ことを学ぶ防災教育推進のために、次の施策を行います。

- ・羽島市で想定される河川の氾濫、浸水、地震や火災について、どこにいても安全な場所に一刻でも早く避難できるよう、地図などを活用するとともに、危機管理マニュアルを常に見直し、多様な避難訓練いわゆる「命を守る訓練」を実施します。
- ・様々な情報をもとに、自分の判断で主体的に避難できるような資質・能力を育成します。

（５）通学路における安全指導の充実

市内では、自転車による交通事故が後を絶ちません。自動車だけでなく、自転車同士の事故が増加傾向にあります。これまでに、小学生の水難死亡事故も発生しています。二度とこうした悲しい事故が起きないように、次の施策を行います。

- ・交通安全運動等の啓発活動を実施するとともに、「羽島市自転車安全利用推進条例」に基づき、自転車乗車の際のヘルメット着用安全指導等を徹底します。
- ・交通事故や水難事故等に対する安全指導を繰り返し実施します。
- ・通学路の安全点検を毎年実施し、対策の必要な危険箇所については、関係機関と対応について協議・検討します。

（６）教員の資質や能力の向上

自己の課題を明確にし、主体的に研修を進め、確かな指導力を身につけるために、次の施策を行います。

- ・授業及び校務等にICTを効果的に活用するための研修、児童生徒のICT能力や情報モラルの育成について、より効果的に指導する力を高め

る研修を行います。

- ・トワイライト研修、力量アップ講座、各種の授業研究会などを通して、教員の指導力を高めます。

(7) 教職員の働き方改革の推進

教職員の適正な労務管理を行い、勤務の適正化を図るために、次の施策を行います。

- ・教職員は、校務支援システム等を活用し、休日も含め、原則毎日の出勤時間及び退勤時間について、正確な勤務時間を記録し、管理職がこれを把握します。また、必要に応じ教育委員会事務局職員が学校訪問を実施し、個人面談により直接勤務時間等について実態を把握します。
 - ・時間外勤務時間の上限を年360時間・月45時間とし、各学校の実態に応じ、徹底した事務事業等の見直し、改善を断行します。月80時間を超える職員については、管理職による面談を実施し、その要因や具体的な対応策について懇談を行い、時間外勤務時間の削減が図られるよう検証をします。
- また、必要に応じ、学校医等（産業医）に診断・助言を依頼します。
- ・休日運動部活動等のクラブ化に取組み、教職員の休日の時間外勤務時間削減を目指します。

[重点施策1-2] インクルーシブ教育の理念を具現する特別支援教育の充実

(1) 一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援の充実

インクルーシブ教育の理念を踏まえ、特別支援教育を必要とする児童生徒への個別のニーズに応じたきめ細かな支援のため、次の施策を行います。

- ・意図的・計画的に「羽島子ども応援サポーター（市支援員）」を配置し、個別支援を行います。
- ・特別支援教育のスペシャリストを育成するために、計画的な学校訪問や専門的な知識（教育相談のあり方等）を得る場を設定します。
- ・各学校の特別支援教育コーディネーターを中心に特別支援教育教員育成プロジェクトとして特別支援教育の研修を実施し、より質の高い指導ができる体制づくりを推進します。

(2) 早期からの切れ目ない支援の充実

特別な支援を要する児童生徒に対して、乳幼児から就労までの長期的な支援を推進するため、次の施策を行います。

- ・保健、福祉、医療等関係機関や外部専門家と連携し児童生徒を支援するために、「羽島市特別支援教育連携協議会」を通して、「わかたけ教育相談会」、「特別支援教育推進委員会」、「羽島市教育支援委員会」等の体制づくりを推進します。

[重点施策1-3] 子どもたちの学びを支え育む学校施設環境の整備

(1) これからの学校のあり方を踏まえた学校施設の長寿命化改修の推進

子どもたちや地域住民にとって学校施設は重要な役割を担っています。安全・安心な学校生活が送れるような施設環境を提供するために、国の助成制度等を有効に活用し、次の施策を行います。

- ・学校の適正規模や小中一貫教育など学校のあり方の検討を踏まえ、学校施設の老朽化対策として長寿命化改修事業を計画的に推進します。
- ・小中義務教育学校施設のバリアフリー化に努めます。

(2) 安全・安心な学校生活に向けた施設環境の整備・管理

子どもたちが安全・安心な学びができるように、「新しい生活様式」に対応した教育環境の整備を推進し、効果的な施設・設備の維持管理や備品の整備を図るために、次の施策を行います。

- ・学習環境の充実を図るため、学校管理用や教材用備品の整備を計画的に推進します。
- ・学校施設の緊急性・必要性を考慮した修繕・改修等を計画的に実施します。
- ・保守点検業務（消防設備、遊具・体育施設等）を継続的に実施します。

主な施策の成果指標（重点目標の達成度）

重点目標 1			
子どもたちが安全で安心して学ぶことのできる学校の環境づくり			
項目	現状値 (2021 年度)	目標値 (2025 年度)	説明
いじめや問題行動の未然防止、早期発見・早期対応	児童 97.4%	100%	「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思いますか。」という設問に対する肯定的回答をした児童生徒の割合
	生徒 97.3%	100%	
人権教育の推進	児童 72.3%	82%	「自分にはよいところがあると思いますか。」という設問に対する肯定的回答をした児童生徒の割合
	生徒 80.2%	90%	
教職員の働き方改革の推進	94.1%	100%	時間外勤務時間が月 80 時間未満の教職員の割合
インクルーシブ教育システム構築の理念を具現する特別支援教育の充実	249 件	—	合理的配慮がされた個別支援計画に基づく支援が行われている件数
学校施設のバリアフリー化	92%	100%	学校の校舎昇降口、玄関等の入口 1 カ所以上の段差解消した率
	92%	100%	学校の施設への多目的トイレの設置率

児童生徒が多様化し、学校が様々な課題を抱える中でも、義務教育において決して誰一人取り残さないということを徹底し、「生きる力」の育成を目指します。

児童生徒の現況や課題の分析から、特に次の3つの点に課題があることが明らかになりました。

- ・学力の二極化が進んでおり、より一層個に応じた指導を充実することが必要です。
- ・児童生徒を指導する教職員の資質や能力を向上させることが必要です。
- ・幼・小・中・高校が連携した幼児期からの段階的な指導が必要です。

これらの課題に対応するため、個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）と協働的な学びの実現に重点をおいて次の施策を行います。

【重点施策2-1】 子どもたちの未来を創るコミュニティ・スクールの運用

（1）地域との関わりを大切にした、円滑かつ効果的な「子どもが主役となる」活動の実施

コロナ禍により活動が制限される状況であっても、常に活動の中心に子どもを据え、学校と地域が熟議を繰り返し、意義のある教育活動を行うことで、子どもたちのコミュニケーション能力の向上や地域への愛着づくりを目指し、次の施策を行います。

- ・地域コーディネーターや地域学校協働活動推進委員などを中心に、教育活動の充実を図り、PDCAサイクルの実施により、引き続き活動の改善に努めます。
- ・子どもたちが地域の良さを体験し、その価値に気づき、自分のものとする学びを通して、地域への愛着や誇りを持つことができるよう、子どもたちが地域と一体となって活動できる場を設定します。

(2) 効率的な学校運営協議会の実施

次の世代の子どもたちを育成する担い手を育てるために、継続的、安定的に活動できる学校運営協議会を目指し、次の施策を行います。

- ・羽島市の地域の特色を活かした教育活動が実現できるよう、他自治体の先進事例を学ぶ研修会等の実施に努めます。
- ・「地域でどのような子どもを育てたいのか」について、地域の実情に合わせたテーマを設けて熟議（熟慮と議論）をし、地域の教育活動の連携・協働体制づくりの充実に努めます。

[重点施策2-2] 学校教育の質を高めるための情報教育の推進

(1) 1人1台タブレット端末を活かした個別学習や協働学習の実現

タブレット端末の活用で、個の学習状況を把握し、個に応じた課題や目標を提示して個別最適な学びを推進したり、個々の思考を配信し共有して学びを進める協働学習を実施したりするために、次の施策を行います。

- ・各校のタブレット端末を活用した授業実践の情報を交流し、学びあうICT研修会を実施します。
- ・個別学習や協働学習が実現できるよう、タブレット端末を活用した教員研修を実施し、教師の資質向上を図ります。
- ・（児童生徒用）情報技能カードを作成・活用し、児童生徒一人ひとりのタブレット端末等の情報リテラシーの向上を図ります。

(2) 情報モラル教育の充実

児童生徒が適切にICT機器を活用して、必要な情報を取得したり、整理して表現したりして生活や学習に活かすことができる情報活用能力を身につけるとともに、発信した情報に対して責任を持つことや自ら危険回避する情報モラルを身につけ、情報社会で適正な活動を行うために、次の施策を行います。

- ・家庭・地域との連携を図り、児童生徒に対して情報に係るトラブル事例の情報を提供し、情報モラル教育の充実に努めます。
- ・道徳教育と関連させ、発達段階に応じた継続的な指導を実施します。
- ・教師の情報モラルに関する研修会を行い、引き続き教職員の資質向上に努めます。

(3) プログラミング教育の実施

情報技術を効果的に活用しながら、論理的・創造的に思考し課題を発見・解決していく「プログラミング的思考」を身につけるプログラミング教育の充実のために、次の施策を行います。

- ・タブレット端末を活用した小学校では、「ビケット（イラストを動かすプログラミングアプリ）」「プログル（算数の多角形を作成するプログラミングアプリ）」「ME SH（電気の効果的利用をするためのプログラミングアプリ）」のアプリを活用してプログラミング学習を行います。
- ・ポータルサイト等における情報提供や各校の授業実践の交流等の研修会を開始し、プログラミング教育の充実を図ります。

(4) ICT機器の環境整備の推進

令和2年度に、GIGAスクール構想の実現に向けた環境整備を実施し、校内LANと児童生徒1人1台端末の整備等を行いました。

引き続き、端末の安心・安全な活用を図るために、次の施策を行います。

- ・児童生徒用・教師用タブレット端末やパソコン、周辺機器の保守・点検を定期的に行います。また、運用サポートとしてGIGAスクールサポーターを配置します。
- ・Webフィルタリングや不正ソフトインストール防止、1人1ID化、モラル教育等のセキュリティ対策を実施するとともに、他者の著作物利用に伴う補償金制度に加入します。

[重点施策2-3] 新しい時代に必要となる資質・能力の育成

(1) 知識及び技能の定着、思考力・判断力・表現力や学びに向かう力（主体的な学習態度）等の育成

個別に行き届いたきめ細かな支援を行い、児童生徒に学力を確実に定着させるため、次の施策を行います。

- ・全国学力・学習状況調査の結果分析などをもとに、児童生徒の実態を適切にとらえ、基礎的・基本的な学習内容を定着させるため、PDCAサイクルの実施により指導方法等を工夫します。
- ・一人ひとりの状況に合った学習支援を行うため、市独自で「羽島子ども応援サポーター」を配置します。

- ・教師の指導力向上を目指し、研修会、研究会、訪問指導などを通して、教科担任制のあり方等学習指導の工夫改善に向け、積極的な取組みを進めます。
- ・主体的・対話的な学びを通じて、基礎的・基本的な知識及び技能、自ら課題を見つけ解決していく思考力・判断力・表現力等、主体性を持って他者と協働しながら学ぶ姿勢を身につけることができるようにします。

【重点施策 2－4】 豊かな人間性を育む道徳教育の充実

(1) 豊かな心の育成を目指した道徳教育の充実

児童生徒・学校・地域の実態を踏まえ、意図的・発展的な道徳教育の推進を図るために、次の施策を行います。

- ・道徳の授業を要にすべての教育活動において、差別なく相手を大切にす
る心や明るく前向きな心を育てることを目指します。
- ・児童会・生徒会が、家庭や地域と連携し、あいさつ運動や地域清掃活動
など各学校の実態に応じた地域ぐるみの道徳教育を推進します。

(2) 「考え、議論する」道徳授業の実施

道徳的諸価値についての理解を自分との関わりで考え、多様な感じ方や考え方に接して物事を多面的・多角的に考える道徳授業の実践等を通して、主体的に自己の人間としての生き方について考えを深める道徳授業の実践を推進するため、次の施策を行います。

- ・道徳推進教師を中心に現職研修（校内研修）の充実を図るなど、学校内
外における道徳教育についての研修を組織的・計画的に行います。
- ・教員の授業力向上に資するため、道徳に関する各種研修等を活かし、指
導方法の工夫・改善を図ります。

【重点施策 2－5】 各学校の実態・特色に応じた体力づくりの推進

(1) 体力テストの結果に基づいた体力向上の取組み

運動に対する意欲を高めるとともに、児童生徒の体力向上を図るため、次の施策を行います。

- ・運動への興味喚起と体力向上を目指し、「チャレンジスポーツinぎふ」の取組みを、全ての学校で推進します。
- ・休み時間、昼休み等の外遊びを意図的に実施して、運動に親しむ機会を確保します。
- ・体育、保健体育の授業の充実のために、研究や研修を組織的・継続的に行います。

（２）学校部活動の活性化

部活動が生徒の自主的、自発的な参加によるものであることを踏まえ、生徒の主体性を尊重して、参加の効果を一層高めるための運営を行うとともに、教職員の負担軽減にも配慮するため、次の施策を行います。

- ・羽島市中学校部活動指針に基づいた活動を通し、生徒の個性や能力の伸長を図ります。
- ・休日部活動への地域移行を中心として、学校部活動の運営について学校と地域のスポーツクラブとの連携等の取組みを進め、生徒のニーズに応じた運用を工夫します。

【重点施策２－６】 各地域の実情に応じた健康教育・食育の推進

（１）食に関する指導及び地産地消の推進

児童生徒が主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係づくりをすることができるよう、実態を把握するとともに、発達段階や個人差に応じた次の施策を行います。

- ・地場産物の活用や郷土料理の導入など、地域の特性を活かした学校給食を実施し、地域と一体となって食文化の継承や健全な食生活の実現を図ります。
- ・食に関する指導の全体計画に基づき、学校の教育活動全体を通して食に関する指導を行います。
- ・家庭、地域、学校相互間で連携を図り、孤食・偏食・欠食など食生活が乱れないよう指導を行います。

(2) 家庭教育を通じた食育の推進

児童生徒が食に関する理解を深め、日常生活で実践していくことができるようにするために、学校・給食センターと家庭との連携を図るとともに、次の施策を行います。

- ・学校や地域の実態を踏まえ、学校がPTAと協力し、給食試食会等実施の折に、保護者向け「食に関する講習会」などを実施します。
- ・給食センターが主体となって親子料理教室を実施し、家庭に対して丁寧な説明を行い、望ましい食生活への理解を深めるよう努めます。
- ・栄養教諭（学校栄養職員）が、食生活指導や食に関する学校行事への参加などを行い、学級担任と連携して、児童生徒への食に関する指導を支援します。

(3) 感染症対策と健康教育の推進

心身の健康状態を的確に把握し、健康に関する具体的な指導内容を明確にして健康教育を効果的に進め、進んで健康な生活を送る態度を育てるため、次の施策を行います。

- ・様々な感染症への対応等、感染症対策の意味や方法等を児童生徒に指導し、対策の徹底を図ります。
- ・健康アンケートを実施して児童生徒の実態をつかみ、指導に活かすとともに、外部指導者による講演会や養護教諭による保健の授業の実施などを通して、健康教育の充実を図ります。
- ・PTAと連携し、「早寝・早起き・朝ご飯」運動の推進や、健康教育に関する通信などを発行して、家庭への啓発に努めます。
- ・歯と口への健康づくりに関する指導を進め、感染症対策を施した上での昼食後の歯みがき実施など口腔衛生への意識を高めます。

【重点施策2-7】 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実

(1) 一人ひとりの発育に応じた教育カリキュラムの充実

発達段階に応じた基本的な生活習慣の定着を図り、子どもの発育に応じた教育カリキュラムを充実させるために、次の施策を行います。

- ・子どもの発達の課題に即して、遊びを通じた総合的な指導や一人ひとりの実態に応じた指導の充実を図ります。

- ・特別に支援を要する幼児に対する支援体制の充実を図ります。

(2) 個々の発達支援を進める、関係機関との連携強化

子どもが家庭を基盤としながら、園や地域社会を通じて生活を広げていくために、園・学校・家庭・地域社会との連携を深め、次の施策を行います。

- ・幼児期に身につける基本的な生活習慣や子育てに関わる情報などを、積極的にデジタル媒体でも発信します。
- ・発達支援センターと園が、双方で園児や保護者について把握している情報を定期的に交流し、連携を深め、特別に支援を必要とする幼児の相談や支援を行います。
- ・園が小学校や地域と交流する機会を意図的に設け、小学校生活等への円滑な接続を図ります。

[重点施策2-8] SDGsに特化した取組み

(1) 小中一貫教育の推進

義務教育9年間を見通した系統的な学習指導、継続的な生徒指導を行い、適時性・連続性のある教育を推進します。中学校区の特徴を活かした一貫教育を進め、次の施策を行います。

- ・中学校区の小中学校が連携し、義務教育9年間を見通した「目指す姿」や「学校の教育目標」を共有し、それらを具現する活動や取組みを実施します。
- ・小中学校9年間を見通した計画等を作成し、教員の専門性等を活かした教科担任制を実施します。

(2) 外国語教育を通じたコミュニケーション能力の育成

外国語教育では、英語を使って聞くこと・読むこと・話すこと・書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る資質・能力の育成を目指します。そのために、次の施策を行います。

- ・小学校1・2年生も、英語に慣れ親しむことをねらいとして外国語活動の取組みを進めます。
- ・学級担任と外国語の専科指導教員、ALTが学校の実情に応じて最適な役割分担を行い、指導を行います。
- ・小・中の円滑な接続を図るため、小中合同教科部会を実施し、学習方法

等を工夫します。

- ・コミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して、互いの考えや気持ちを伝え合う言語活動が充実するよう努めます。

(3) 地域と連携したキャリア教育の推進

キャリア教育では、地域の産業界や関係機関と連携し、「心安らぐ 幸せ実感 都市 はしま」を支える人材の育成を行います。また、子どもたちに「基礎的・汎用的能力」を培い、望ましい勤労観、職業観を育てます。そのために、次の施策を行います。

- ・「キャリア・パスポート」を活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、将来の自己実現のあり方について主体的に考えることができる教育を推進します。
- ・職業講話や職場体験学習、家庭や身近な人々からの情報収集などを通して、働くことの意義を学び、働く喜びや生きがいについて実感できる教育を進めます。
- ・一人ひとりが自己の能力・適性や多様な可能性を理解し、将来の夢や希望の実現に向けて、きめ細やかな進路指導に努めます。

(4) 主権者教育・消費者教育の充実

民法の成年年齢が18歳に引き下げられることにより、消費者トラブルに巻き込まれない知識を身につけるだけでなく、社会において消費者として主体的に判断し、責任を持って行動できる能力を育むため、次の施策を行います。

- ・市担当課や関係機関との連携を図った学習を計画的に実施し、羽島市の政治、経済並びに地方自治など身近な地域に関わる学習の充実を図ります。
- ・児童生徒の発達段階や特性に応じた主権者・消費者教育を、家庭科や社会科などの教科を中心に推進し、自立した主権者・消費者の育成の取組みを進めます。

(5) 環境教育の推進

児童生徒が環境問題に対して正しい知識を持ち、環境保全に対する興味・関心を高め、実践を進める態度を養うために、次の施策を行います。

- ・羽島市環境基本計画に基づき、各教科・領域で環境に関わる学習内容を精選し、環境学習の指導の充実に努めます。

- ・環境保全活動への参加を奨励し、地域清掃、資源回収等の地域での活動や学校・学級園の整備など学校美化活動を実施します。

(6) 外国人児童生徒等への支援の充実

外国人児童生徒等が、学校をはじめ地域社会の一員として、生活していけるようにするための相談支援や、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく指導を行うため、次の施策を行います。

- ・日本語指導が必要な児童生徒へのマニュアルの作成、ICTの活用等により支援方法を見直します。
- ・地域のボランティア団体や日本語教室等の関係機関との連携を図ります。
- ・羽島市が包括連携協定を締結している大学との連携を図り、必要に応じて翻訳や通訳等の支援を行います。

(7) 国際理解教育の推進

国際理解教育を通して、文化的多様性及び相互依存性への認識を深め、異なる文化に対する寛容な態度や、地域・国家・地球社会の一員としての自覚を持って地球的課題の解決に向けて社会参画し、異なる文化を持つ他者とも尊重・共生できる資質・能力を高めるために、次の施策を行います。

- ・学校の授業や「イングリッシュデー in 羽島」等を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成します。
- ・大学や国際交流協会などとの連携を図り、留学生や市内在住の外国籍の方との交流活動を実施します。
- ・社会科や理科、家庭科、総合的な学習の時間等に、人権・環境・平和・開発など国際理解をテーマにした学習を進めます。

主な施策の成果指標（重点目標の達成度）

重点目標 2			
地域と家庭、学校が一体となって「生きる力」を育む教育の推進			
項目	現状値 (2021 年度)	目標値 (2025 年度)	説明
地域との関わりを大切に にした、円滑かつ効果 的な「子どもが主役と なる」活動の実施	51.3%	70%	「地域や社会をよくするために何 をすべきか考えることがあります か。」という設問に対する肯定的回 答をした児童生徒の割合
学校教育の質を高める ための情報教育の推進	—	100%	情報技能カードを活用し、タブレッ ト端末の基本的操作や情報技術を活 用できる項目を 8 割達成した児童生 徒の割合
学校教育の質を高める ための情報教育の推進	児童 61.5%	75%	「あなたは学校で、コンピュータな どの I C T 機器を、他の友達と意見 を交換したり、調べたりするため に、どの程度使用していますか。」 という設問に対する肯定的回答をし た児童生徒の割合
	生徒 76.8%	90%	
新しい時代に必要とな る資質・能力の育成	児童 76.8%	90%	「学級の友達との間で話し合う活動 を通じて、自分の考えを深めたり、 広げたりすることができています か。」という設問に対する肯定的回 答をした児童生徒の割合
	生徒 77.3%	90%	
「考え、議論する」道 徳授業の実施	児童 79.1%	90%	「道徳の授業では、自分の考えを深 めたり、学級やグループで話し合っ たりする活動に取り組んでいます か。」という設問に対する肯定的回 答をした児童生徒の割合
	生徒 85.2%	90%	
各学校の実態に応じた 体力づくりの推進	69.2%	100%	「チャレンジスポーツ in ぎふ」の取 組みに参加した学校の割合

各地域の実情に応じた健康教育・食育の推進	86.3%	100%	朝食を毎日食べている児童生徒の割合
人格形成の基礎を培う 幼児教育の充実	4.1 (2020年度)	4.5	「基礎的生活習慣がその年齢なりに身についてきていると思うか。」という設問に対する保護者の満足度の割合(5点満点)
外国語教育を通じたコミュニケーション能力の育成	31.8%	50%	CEFR ^{※1} のA1レベル相当(英検3級等)以上の英語力を有する生徒の割合
地域と連携したキャリア教育の推進	児童 79.2%	90%	「将来の夢や目標を持っていますか。」という設問に対する肯定的回答をした児童生徒の割合
	生徒 71.7%	82%	

※1 CEFR

「Common European Framework of Reference for Languages」の略で、ヨーロッパ言語共通参照枠のこと。外国語の運用能力を測る国際的な指標。

少子化や核家族化が進み、近年の家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育てに不安や孤立を感じる保護者が増えています。家庭教育はすべての教育の原点であり、家族の触れ合いを通して、子どもが基本的な生活習慣や人に対する信頼感、他人に対する思いやり、社会的なマナーやルールなどを身につけていく上で、重要な役割を果たしています。

さらに、子どもは家庭の中だけで育つわけではなく、地域や学校といった場で多様な年齢層の人々と触れ合い関わりを持ちながら成長していきます。子どもの発達段階に応じ地域社会全体で家庭や青少年を支援する環境づくりが求められています。

このような中で、地域住民の知識や経験・意欲を活かし、家庭・地域・学校等が互いに連携しながら、地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境づくりを進めていきます。

【重点施策 3－1】 家庭の教育力の向上

(1) 家庭教育に関する学習機会の充実と参加促進

子どもの健全な身体と人格の発達に大きな役割を果たす保護者に、家庭教育に関する学習機会や仲間づくりの場を提供するため、次の施策を行います。

- ・小中義務教育学校等のPTAが主となって実施している家庭教育学級等の家庭教育に関する学習機会の充実に向けて、計画段階における支援や他市町における開催内容の情報を提供します。
- ・子育ての過程で保護者が悩み迷った時に孤立しないよう、関係部署と連携を図り、子育てに関する情報や保護者相互の交流の場の提供に努めます。

【重点施策3-2】 地域における青少年健全育成の推進

(1) 健全な環境づくりの推進

地域ぐるみで子どもたちの安全で安心な環境づくりを目指し、次の施策を行います。

- ・市内各町と協力し、「地域安全パトロール」の参加者を増やしたり、時間帯や場所を考慮したりするなど注意喚起の強化を図ります。
- ・警察等関係機関との連携の中で、非行防止活動や有害環境の浄化活動を推進します。

(2) 各地域での青少年活動の支援

青少年の健やかな成長を支え、地域の教育力向上を図るために、次の施策を行います。

- ・青少年育成市民会議では、青少年育成推進員研修会を実施したり、中学生が社会や身近な出来事に対する意見などを発表する「わたしの主張大会」を開催したりするなど、青少年の思いや願いを理解し、青少年育成について研修する場を提供します。
- ・各町青少年育成会において「あいさつ運動」や「地域の見守り活動」など、それぞれの地域の特色を活かした活動を、家庭・地域・学校等が連携して推進できるよう支援します。

(3) 青少年団体の活動支援

青少年は、異年齢集団の仲間との交流を通して、社会の一員としての必要な知識、技能、態度を学んでいきます。その健やかな成長のために、地域では青少年団体が活動しています。それら団体活動が円滑に行われるよう、次の施策を行います。

- ・教育委員会事務局と市子ども会育成協議会とが連携し、青少年指導者・育成者研修会等を開催し、研修活動の活性化に向けた支援やジュニアリーダーの育成支援を行います。

【重点施策3-3】 青少年の主体的な活動の推進

(1) 体験活動やボランティア活動の充実

青少年の興味・関心を広げ、それぞれの能力を伸ばすために、また、たくましさを備え、地域の一員としての自覚を持った青少年の育成を推進するために、次の施策を行います。

- ・放課後に、すべての小学校区で放課後子ども教室を開室します。軽スポーツや伝統文化体験等を通して地域住民との交流活動を推進します。
- ・子どもの興味関心を広げ学習意欲を高めるために、夏休みのポスター制作等を実施します。
- ・学校やPTAと連携を図り、家庭内の手伝いや「1家庭1ボランティア」運動^{※1}を推進し、子どもの豊かな心を育みます。

※1 「1家庭1ボランティア」運動

家族と一緒にごみ拾いをすることや学校でのあいさつ活動、地域行事の準備など、自分から進んで行い、豊かな心と行動に満ちあふれた県民風土をつくることを願って進められている県民運動。

主な施策の成果指標（重点目標の達成度）

重点目標3			
家庭・地域ぐるみで取り組む子育て、青少年育成の充実			
項目	現状値 (2021年度)	目標値 (2025年度)	説明
家庭教育学級の参加率	66% (2019年度)	70%	(市立幼稚園、各小中学校及び義務教育学校の家庭教育学級の各講座参加者数 ÷ 市立幼稚園、各小中学校及び義務教育学校の家庭教育学級の対象者数) × 100
今住んでいる地域の行事に参加したことがある児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	62.5%	73.0%	小学6年生及び中学3年生のうち「参加している」という問いに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合
放課後子ども教室に参加してよかったと思う児童の割合 (参加児童へのアンケート)	96.9% (2020年度)	100%	放課後子ども教室参加児童のうち「参加してよかった」という問いに「とてもよかった」「よかった」と回答した児童の割合

重点目標 4

生きがいくりのための生涯学習の推進

人生100年時代が到来する中、生涯にわたり自身の興味・関心に応じて学び続けることが大切です。そのため、市民一人ひとりの主体的な学習を支援する機会や、学びやすい環境の整備をより一層充実させていきます。

さらに今後は、個人の学びから得た知識や経験を活かし、市民が生きがいを持って地域社会に参画できるよう、また、地域社会の持続的発展に向けた学びを支援します。

そのために、学びの場である社会教育施設等を拠点とした学習機会を充実させ、地域における学びを通じた繋がりを支援し、市民が生涯にわたりいきいきと活躍できるよう、人づくり・地域づくりを推進します。

【重点施策4-1】 市民の学習活動の支援

(1) 多様な学習講座の提供

個人の興味・関心に応じて主体的に学習できる機会を提供するため、次の施策を行います。

- ・中央公民館講座として、市民ニーズに対応した講座や公共機関等の専門的な講座を開講します。
- ・庁内関係課と連携を図り、地域で行われる集会や学習会等の場に「出前講座」の講師として市職員を派遣します。

【重点施策4-2】 学びの成果の発展

(1) シティカレッジ（市民講師による講座開講制度）の推進

自発的な学習活動から得た知識や経験を他者に広め、協働して地域における課題解決等に活かし自立した地域社会の実現を目指すために、次の施策を行います。

- ・地域づくり型生涯学習^{※1}を推進するために、シティカレッジの充実に努めます。

※1 地域づくり型生涯学習

学びから得た知識や経験を活用して、地域の課題解決に役立てていく学習活動。

【重点施策4-3】 生涯学習のための環境整備

(1) 学習機会の情報発信

市民一人ひとりが必要に応じて、いつでも、どこでも主体的に学習活動に取り組めるよう、また、多様化する市民ニーズに対応できるようにするため、次の施策を行います。

- ・ホームページやFacebookなどのSNS、情報誌「学びEyeはしま」等を活用して、広く学習情報を提供します。
- ・多様化する市民ニーズに対応するため、関係機関や団体、近隣の大学等と連携を図り、充実した情報提供に努めます。

(2) 生涯学習関連施設の整備

市民の活動拠点となる社会教育施設や市民文化施設等について、適切な維持管理のため、次の施策を行います。

- ・文化センター、歴史民俗資料館、竹鼻町屋ギャラリーにおいて市民の誰もが気軽に利用できる施設となるよう、ニーズに配慮しながら施設・設備の機能向上に向けた整備や改修、運用面での改善等を行います。

【重点施策4-4】 学び・交流の場としての図書館の機能強化

(1) 情報共有や交流の場の提供

市民同士が情報共有や交流できる場を提供するため、次の施策を行います。

- ・同じ分野に興味関心のある人同士が、情報共有や交流できるよう、各団体の内容やイベント等での協力活動について紹介し、各団体の周知・活動支援に努めます。
- ・赤ちゃんタイムを起点に、子育て世代同士が交流・活動できる学びのネットワークづくりに努めます。

- ・団体貸出等により、地域と連携した活動に努めます。
- ・図書館ホームページやSNSを活用して図書館のイベントや活動などの情報発信に努めます。

（２）図書資料の充実

多様化するニーズに対応し、利用者の読書・調査・研究等に役立つサービスを提供するため、次の施策を行います。

- ・利用者のニーズや興味関心について情報収集し、幅広い分野の資料の収集と充実に努めます。
- ・電子書籍を導入し、いつでもどこでも利用できる非来館者サービスを整備します。
- ・読書バリアフリーへの対応に努めます。

（３）読書活動の推進

幅広い利用者層が、図書館を身近に感じ、読書意欲を向上させることができるよう、次の施策を行います。

- ・利用者層に応じて、読書のきっかけづくりとなる事業を実施します。
- ・幼少期から本に親しむ楽しさを知るため、学校やボランティアと連携して、赤ちゃんタイム・おはなしひろば・絵本コンクール等の事業を実施します。
- ・利用者に快適な読書環境を提供できるよう、計画的な施設整備を実施します。

主な施策の成果指標（重点目標の達成度）

重点目標 4			
生きがいつくりのための生涯学習の推進			
項 目	現状値 (2021 年度)	目標値 (2025 年度)	説 明
出前講座の実施数	71 回 (2019 年度)	93 回	出前講座の延べ実施回数
中央公民館利用回数	1,389 回 (2019 年度)	1,400 回	講座への参加やサークル活動、会議等、様々な目的で中央公民館を利用した回数
中央公民館講座での受講者アンケートによる満足度	91.0% (2019 年度)	95.0%	中央公民館講座受講者アンケートにおいて「満足」「おおむね満足」と回答した割合
シティカレッジ講師、延べ認定数	3 人	12 人	シティカレッジ講師、延べ認定数
市民一人当たりの図書館資料貸出数	4.00 冊 (2019 年度)	4.15 冊	自治体内貸出数÷人口
赤ちゃんタイム参加者数	700 人 (2019 年度)	770 人	赤ちゃんタイム延べ参加者数

文化芸術は、人々に感動や潤いを与え心豊かな生活を実現するために重要な役割を持っています。そのため、より多くのすぐれた文化芸術に触れるとともに、自らが楽しく活動に参加し文化芸術に親しむことができるような機会の提供に努めます。

また、市内には地域の歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた文化財をはじめ、郷土文化や美術品等があります。これらをよりよく知るとともに、関心を持ち後世へ継承していくことができるよう、保護意識の啓発や活用を推進していきます。

さらに、こうした過程で市民が「ふるさと羽島」に愛着と誇りを持ち、心の繋がりを築き心豊かな地域社会が形成されるよう努めます。

【重点施策5－1】 文化芸術活動の振興

(1) 文化芸術に触れ、気軽に参加できる機会の創出

市民による文化芸術活動が多面的に展開されるよう、活動の場の提供にあたり継続的な支援体制を確保し、次の施策を行います。

- ・美術展や文芸祭等の文化芸術活動の発表の場をつくり、多くの方が作品を応募したり、鑑賞したりできるようホームページ等で周知します。
- ・竹鼻町屋ギャラリーでは、所蔵品展や特別展を開催し美術に親しめる機会を設けます。また、文化芸術への興味を広げられるよう、展覧会と併せて芸術に関わるワークショップ等を開催します。
- ・地域文化振興補助金^{※1}の活用を促進し、地域における文化や芸術活動を振興するための活動を支援します。
- ・文化協会をはじめ、文化に関わる団体が主体的に組織運営することができるよう助言します。

※1 地域文化振興補助金

地域の文化および芸術の振興を図るため、文化的又は芸術的な活動を行う団体の事業に補助金を交付するもの。

〔重点施策5－2〕 伝統文化並びに文化財の保存・活用・継承の推進

（1）郷土の文化財の保護、啓発活動

文化財を適切に保護・管理し、未来に継承するとともに、文化財保護意識の啓発と活用を図れるよう、次の施策を行います。

- ・文化財の調査を行い、文化財審議会の結果をもとに必要に応じて指定・保存・修繕等に努め、文化財を保護するために所有者等を支援します。
- ・文化財に対する興味や関心を高め、大切に守り続ける思いや姿勢を育てるよう、啓発活動を行います。
- ・文化財を保存・活用するためのデジタルアーカイブ化を実施するため、県の文化財アーカイブ事業との連携・協働を強化します。
- ・歴史民俗資料館では、郷土の歴史や民俗文化を紹介する常設展示の他、企画展や歴史教室の開催を通して、ふるさと羽島への愛着や誇りを育みます。
- ・ホームページ等を活用し市内の県市指定文化財情報を公開することで、身近な地域に文化財が存在することを広く周知します。

（2）郷土の伝統文化の保護、継承者育成の支援

郷土に伝わる芸能や祭り、伝統文化等、貴重な文化の継承を図るため、次の施策を推進します。

- ・保存会や保護団体をはじめ、文化団体等の実施事業について地域文化振興補助金を交付し、郷土に伝わる芸能や伝統文化等の活動を広く周知します。活動を活性化させることで、賛同する人々を集い担い手の育成支援につなげます。
- ・小中義務教育学校と連携を図り、総合的な学習の時間やクラブ活動、放課後子ども教室において、児童生徒が伝統芸能に触れる機会を提供します。また、青少年が伝統的祭礼や行事等に参加し、身近な伝統文化に親しみ、将来その担い手となれるよう地域における活動を支援します。

主な施策の成果指標（重点目標の達成度）

重点目標5			
心豊かな生活のための文化の振興			
項 目	現状値 (2021 年度)	目標値 (2025 年度)	説 明
美術展への来場者数	4,446 人 (2020 年度 少年の部の み)	6,161 人	美術展へ来場された延べ人数
地域文化振興補助金による団体事業活動への、延べ支援数	2 団体事業	16 団体事業	地域文化振興補助金による団体事業活動への、延べ支援数
放課後子ども教室における伝統文化活動の実施率	12.3% (2020 年度)	20%	(全教室の伝統文化活動回数 ÷ 全教室の放課後子ども教室開室回数) × 100

重点目標 6

スポーツを通じた健康増進や共生社会の実現

スポーツ基本法では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、人々の権利であるとの考えに立っており、新しい時代におけるスポーツ基本理念を提示し、国・地方公共団体・スポーツ団体をはじめとする関係者の連携と協働による理念の実現が謳われています。

また、平成29年4月にスポーツ庁が策定した第2期スポーツ基本計画においては、成人の週一回以上のスポーツ実施率を65%程度とすることが数値目標として設定され、さまざまな施策が計画されています。

羽島市においても、平成28年度に「羽島市スポーツ推進計画」を策定し（令和2年度中間見直し）、ファミリースポーツ広場やチャレンジデーなどスポーツイベントなどの開催を通して、市民一人ひとりの体力や年齢に応じて楽しめる軽スポーツやレクリエーションをする機会を提供し、どの世代でもスポーツを楽しみながら健康増進を図ることを目指す生涯スポーツの普及に努め、市民の健康増進に役立つ環境を目指しています。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを継承し、スポーツ関連団体の運営や活動を支援することで競技力向上を目指す市民のニーズにも応え、各競技種目別の全国大会や国際大会に出場し活躍する市民に対しても直接支援する施策を講じ、あらゆる世代の市民がスポーツを楽しむことのできる施策を展開していきます。

【重点施策6-1】 生涯スポーツの推進

(1) スポーツ参画人口の拡大

すべての年代において、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、次の施策を行います。

- ・ チャレンジデーやファミリースポーツ広場などのスポーツイベント等の開催を通して、多くの市民が、それぞれの体力や年齢、趣味、目的などに応じ、いつでも、どこでもスポーツに親しむことのできる機会を提供します。
- ・ スポーツ関連団体が主催するスポーツ大会やスポーツ教室を支援し、競技人口の拡大を図ります。

[重点施策6-2] スポーツ関連団体の活動支援・指導者の育成

(1) 総合型地域スポーツクラブへの加入促進

総合型地域スポーツクラブが地域住民と協働で活動できる機会を支援するため、次の施策を行います。

- ・ 一層の自立運営を支援し、3クラブの代表者が意見を交流する場を設け、地域のニーズに応じた活動を工夫し、多くの市民が参加できる機会を提供します。
- ・ 活動が多くの市民に理解されるよう、ホームページの作成や SNS 等インターネットを活用した活動報告などの広報活動を支援します。

(2) 各種スポーツ団体の活動支援やアスリートの育成支援

各種スポーツ団体の広報などの活動支援やトップアスリートの育成支援を図るため、次の施策を行います。

- ・ トップアスリート育成支援事業においてトップアスリートを支援し、更なる活躍に対する助成を行うとともに、トップアスリートによるスポーツ教室を開催し、技術指導などを通じ競技力のレベルアップを図る取り組みを行います。
- ・ 各種団体のリーフレットやイベント情報を公共施設に掲載したり、会議等で紹介したりすることで支援します。

(3) 指導者講習会等を通じた指導者の指導力の向上

指導者講習会への参加を各種団体に要請するなど、指導者の指導力向上を支援するため、次の施策を行います。

- ・ スポーツを通じて交流する機会を生み出すため、障がい者スポーツ指導員の資格取得を啓発していきます。
- ・ 県や岐阜地区、スポーツ団体で開催される講習会を各団体に通知し、指導力の向上を目指す場の提供を行います。
- ・ 軽スポーツなどの審判資格やインストラクターの資格が取得できるよう情報提供し、市スポーツ推進委員が研修会を受講することで、指導技術の向上を目指します。

[重点施策6-3] スポーツ教室や大会開催等の推進

(1) 各種スポーツ教室や大会開催の支援

大会や教室に市民がより参加しやすくなるよう工夫改善するため、次の施策に努めます。

- ・市民体育大会、羽島若獅子駅伝競走大会、ジュニアスポーツ教室など、初心者から経験者まで誰もが参加できるように工夫したイベントを支援していきます。
- ・チャレンジデーやファミリースポーツ広場などのスポーツイベントを通して、障がいの有無に関わらず、市民が障がい者スポーツを実際に体験し、理解を深める機会を提供し、参加を啓発していきます。

(2) 広報啓発活動の創意工夫

多世代の市民が参加できるよう、計画的に広報啓発活動を推進するため、次の施策を行います。

- ・各地区の自治会や体育振興会への協力要請を行い、日頃、運動に親しむ機会が少ない地域住民への啓発活動を行います。
- ・スポーツ教室や大会等の活動実績について、様々な会合での紹介、総合型地域スポーツクラブのリーフレットへの掲載、市公式ホームページやSNSなどへの掲載により様々な世代の市民に情報を提供します。

[重点施策6-4] スポーツ施設の充実と適切な維持管理

(1) スポーツ施設の整備と維持管理

市民が安全で快適にスポーツ施設を利用できるよう、施設の充実と適切な維持管理を行うため、次の施策に努めます。

- ・多面的な機能を兼ね備えた拠点施設の整備について検討します。
- ・学校教育に支障のない限り、学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めます。

(2) 指定管理者制度の運用による自主事業の充実

指定管理者制度の運用により、民間の活力を活かした施設の整備、自主事業の実施による充実した施設運営を行うため、次の施策に努めます。

- 指定管理者が自主事業を運営できるようにすることで、市民がスポーツに親しむ機会を創出し、施設の利用率向上や生涯スポーツの活性化につなげます。
- 指定管理者制度を引き続き運用し、より安全で安心できる施設の維持、改善を行うとともに、利用者数の動向を調査し、市民が利用しやすい環境整備をしていきます。

主な施策の成果指標（重点目標の達成度）

重点目標 6			
スポーツを通じた健康増進や共生社会の実現			
項 目	現状値 (2021 年度)	目標値 (2025 年度)	説 明
総合型地域スポーツクラブに加入している人数	1,543 人	1,950 人	総合型地域スポーツクラブに加入している羽島市民の人数
1 日の運動・スポーツ実施時間が 30 分以上の者の割合	—	35.0%	1 日の運動・スポーツ実施時間が「30 分以上」と回答した者の数/調査対象者数
障がい者の週 1 回以上のスポーツ実施率	—	40.0%	アンケート調査において「週 1 回以上、スポーツを実施する」と回答した障がい者の割合

第4章 羽島市教育振興基本計画の推進と進行管理

1 計画の周知と進行管理

- ・本計画の円滑な推進に向けて、基本理念や分野ごとの施策を確実に実現するために幼児、児童生徒やその保護者、教育関係者をはじめ、広く市民の理解・協力を得られるよう、ホームページやSNSなど多様な広報媒体を活用し、分かりやすい情報発信に努めていきます。
- ・本計画の着実な推進に向け、重点目標ごとに成果指標として目標値を定め、取組みの成果の可視化を図ります。
- ・本計画をもとに、単年度ごとの教育の目指す姿を策定し、重要性・緊急性を考慮しながら、各事業を推進します。

2 計画の点検評価

- ・前年度の各施策に対しての成果指標の達成度を踏まえ、進捗状況及び成果を点検評価し、改善を図りながら教育の推進に努めていきます。

◆発行：羽島市

◆お問い合わせ先：羽島市教育委員会事務局 教育総務課

〒501-6292 羽島市竹鼻町5 5 番地

TEL (058) 393-4611 E-mail: kyoiku@city.hashima.lg.jp